定　　款

株式会社京都きもの友禅ホールディングス

（令和６年６月２６日改訂）

基 本 規 程	定　　款	制 定 日
基 － ０１		昭和 46 年 8 月 5 日

第 1 章　　総　　則

（商　号）

第 1 条　　当会社は、株式会社京都きもの友禅ホールディングスと称し、英文では、KYOTO KIMONO YUZEN HOLDINGS Co.,Ltd.と表示する。

（目　的）

第 2 条　　当会社は、次の各号の事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 呉服、和装品、洋服、洋装品、寝装具、寝具、その他関連する衣料用繊維製品の製造、販売、加工、賃貸、保管、管理及び輸出入
2. 貴金属、貴石、半貴石、真珠、装身具、毛皮製品、皮革製品、履物、かばん（ランドセルを含む）、袋物、かさ、服飾雑貨、日用品雑貨、家具、室内インテリア製品、家庭用電気製品、石油製品、自転車、時計、めがね、写真用品、台所用品、食器類、美術工芸品、書籍、文房具、その他の百貨の販売、加工、賃貸、保管、管理及び輸出入
3. 化粧品、医療器具、健康機器、美容機器、衛生用品、医薬部外品、磁気・電磁波の防護製品の販売及び輸出入
4. 前各号に掲げる各製品の割賦購入斡旋及び割賦販売
5. インターネットを利用した第１号から第３号に掲げる各製品の販売及びＥＣサイトの運営
6. 着物、和洋裁、茶道、華道、手工芸、音楽、書道並びに絵画の教室、美術工芸施設、結婚式場の経営及び紹介
7. 国内及び国外旅行の企画、宣伝
8. 古物の売買及び委託販売
9. 小売業に対する経営指導及び業務受託
10. 食品の販売
11. 情報処理機器及び情報通信機器の販売
12. ダイレクトメール並びにインターネットによる情報の提供及び販売
13. 不動産の賃貸及び管理
14. 飲食店の経営
15. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
16. 写真撮影業及び写真スタジオの経営
17. 理容業、美容業及びエステティックサロン、ネイルサロン、メイクアップサロン、ビューティサロン、アロマテラピー店の経営
18. 一般労働者派遣業
19. 有料職業紹介業
20. 生命保険の募集に関する業務
21. 前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第 3 条　　当会社は、本店を東京都中央区に置く。

（機　関）

第 ４ 条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査等委員会
（３）会計監査人

（公告方法）

第 ５ 条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 ２ 章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第 ６ 条　　当会社の発行可能株式総数は、７２，６１２，０００株とする。

（単元株式数）

第 ７ 条　　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 ８ 条　　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
（４）次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増請求）

第 ９ 条　　当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となるべき数の株式を当会社に対して売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。

２　買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。

（基準日）

第１０条　　当会社は、本定款に定めるものの他、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

（自己の株式の取得）

第１１条　　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（株式取扱規則）

第１２条　　当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いについては、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（株主名簿管理人）

第１３条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第 ３ 章　　株 主 総 会

（株主総会の招集）

第１４条　　定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１５条　　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（招集権者及び議長）

第１６条　　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

（決議の方法）

第１７条　　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１８条　　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第１９条　　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

（電子提供措置等）

第２０条　　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第　４　章　　取 締 役 及 び 取 締 役 会

（取締役の員数）

第２１条　　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、１０名以内とする。

２　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（取締役の選任方法）

第２２条　　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２３条　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

４　会社法第３２９条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

（取締役の報酬等）

第２４条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（代表取締役及び役付取締役）

第２５条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２６条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２７条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第２８条　取締役会は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議方法）

第２９条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２　当会社は、会社法第３７０条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第３０条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印し、又は電子署名する。

２　前条第２項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

（取締役会規則）

第３１条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役の責任免除）

第３２条　当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

２　当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第４２３条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金１，０００万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負

担する契約を締結することができる。

第 5 章　監査等委員会

（常勤の監査等委員）
第３３条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（監査等委員会の招集通知）
第３４条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。
２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。
（監査等委員会の決議方法）
第３５条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。
（監査等委員会の議事録）
第３６条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印し、又は電子署名する。
（監査等委員会規則）
第３７条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章　会計監査人

（会計監査人の選任方法）
第３８条　会計監査人は、株主総会において選任する。
（会計監査人の任期）
第３９条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章　計　算

（事業年度）
第４０条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。
（剰余金の配当等の決定機関）
第４１条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
（剰余金の配当の基準日）
第４２条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。
２　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月３０日とする。
３　前２項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（配当金の除斥期間）
第４３条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附　　則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第　１　条　　当会社は、第４９期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第４２３条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

（商号変更の時期）

第　２　条　　第１条（商号）の変更は、２０２４年８月１日から実施する。なお、本附則は、第１条の変更の効力発生後削除されるものとする。

（制定）　昭和４６年　８月　５日
（改正）　昭和５０年　７月２９日
　　昭和５４年　７月２９日
　　昭和５６年　７月２９日
　　平成　元年　７月２７日
　　平成　７年　４月１０日
　　平成　７年　４月２７日
　　平成　７年　８月２８日
　　平成　８年　２月　６日
　　平成　８年　８月　１日
　　平成１０年　８月２６日
　　平成１１年　６月１０日
　　平成１１年　７月　１日
　　平成１２年　６月１４日
　　平成１３年　６月１４日
　　平成１４年　６月１４日
　　平成１５年　６月１３日
　　平成１６年　６月１７日
　　平成１７年　６月１５日
　　平成１８年　６月２２日
　　平成１９年　６月２１日
　　平成２０年　１０月８日
　　平成２１年　６月２４日
　　令和　２年　６月２４日
　　令和　３年　６月２８日
　　令和　４年　６月２４日
　　令和　６年　６月２６日